

(一社)日本家具産業振興会の違法伐採に対する取り組み指針

(一社)日本家具産業振興会は、木を用いる産業界の使命として、いわゆる違法伐採の撲滅に寄与するため、以下の行動に取り組みます。

1.グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づき、政府等が調達する木材・木製品については、これらに納入する本会会員および納入事業者の取引先となる本会会員は、合法木材を製品の材料として使用すること。さらに地方公共団体が調達する木材・木製品についても同様とする。

（政府調達への具体的対応については、「違法伐採対策に関する自主的行動規範」による）

2.クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づき、国内および海外を問わず民間事業者間の取引において、本会会員は、材料となる木材の合法性の確認、製品への使用及び納品先への証明に努めること。

3.上記の製品については、自ら製造する製品およびその部分品および国内外の他社から調達する製品およびその部分品、いわゆる家具にとどまらず木を用いたあらゆる製造品を含む。

4.現時点で合法性の確認が困難な材料を使用している場合は、可能な限りすみやかに合法木材に切り替えていくこと。

制定日：2019年4月17日